

農業経営基盤強化（高温対策等）事業補助金の配分基準について

8 農産第94号
令和8年2月4日
農産課長通知

農業経営基盤強化（高温対策等）事業補助金の配分基準について、令和7年8月12日付け7農産第718号農産課長通知を廃止し、以下のとおり定める。

第1 農業経営基盤強化（高温対策等）事業のうち園芸高温対策等支援事業及び水稻高温対策等支援事業

- 1 申請補助金額の合計が予算額を下回る場合
すべての補助対象事業者に対し、申請補助金額を交付する。
- 2 申請補助金額の合計が予算額を上回る場合
(以下「令和7年度農業経営基盤強化（高温対策等）事業補助金」を交付されていない補助対象事業者をA、同補助金を交付された補助対象事業者をBとする。)
Bの補助率がAの補助率の2分の1となるよう予算額を按分し、A及びBに対し、申請補助金額を減額して交付する。
ただし、按分後のAの補助率が農業経営基盤強化（高温対策等）事業実施要領別表1及び2に定める補助率を上回る場合は、Aに対して申請補助金額を交付し、Bに対して予算額からAに交付する補助金額の合計を差し引いた額を按分し、申請補助金額を減額して交付する。

第2 農業経営基盤強化（高温対策等）事業のうち水稻渴水対策等支援事業及び宇治茶渴水対策支援事業

- 1 申請補助金額の合計が予算額を下回る場合
すべての補助対象事業者に対し、申請補助金額を交付する。
- 2 申請補助金額の合計が予算額を上回る場合
予算額を按分し、すべての補助対象事業者に対し、申請補助金額を減額して交付する。